

テニス競技場の優先利用についての許可基準

(趣旨)

1 テニス競技場を利用する場合、一般の利用については、福岡市公共施設案内・予約システム(以下「コミネット」という。)等により、抽選や予約の申し込みをしなければならない。

しかしながら、大きな大会等を行う場合、大会実施の準備上相当の事前期間を要すること及び、長時間または長期間にわたり他の一般利用者に優先して利用しなければ大会運営がなりたたない。

そのため、公共性・公益性の高い大会など一定の内容を満たす大会であれば、優先的な利用申請を可能とすることにより円滑な大会運営ができるよう配慮するとともに、公平かつ適正な利用を確保するため必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

2 本基準中、次に掲げる用語は、別段の定めのある場合を除き、それぞれ次の意味に用いる。

(1)優先利用

テニス競技場の優先利用とは、通常有料公園施設の申し込みは利用月の前月から申し込むべきものを、利用月の2カ月以上前に他の利用者より優先的に利用申請させ、利用許可を与えるものをいう。

テニス競技場における優先利用は、以下のとおりとする。

ア 公益大会優先利用

イ 一般大会優先利用

(2)一般利用

コミネットや施設窓口において、抽選や予約の申し込みを行うことにより、テニス競技場を利用すること。

(3)公益大会優先利用、公益優先利用大会

公共性・公益性の高い大規模テニス大会による利用及びその大会

(4)一般大会優先利用、一般優先利用大会

公益優先利用大会以外で、公共性・公益性は高くないが、任意のテニス愛好団体や企業の親睦会などが主催する一定規模以上の大会による利用及びその大会。

(5)利用調整会議、利用調整会議大会

東平尾公園テニス競技場について、次年度の公益大会優先利用の利用計画を定めるために、東平尾公園管理事務所が年1回実施する会議及びその大会

(6)市が主催

市が主体となり、自己の責任において催しを開催すること。

(7)市が共催

市が複数の者と主体となり、共同で催しを開催すること。

ただし、名義のみの共催は除く。

(8)市が後援

第3者が主体となる催しについて、市が実質的に補助金等による金銭的支援や、公費による物的、公務による人的な力添えを行うことを指し、名義使用のみのものを除く。

ただし、名義使用のみの後援であっても、後援担当局が特に公益性を有するものとして優先利用が必要と判断する場合は、事前に住宅都市局と協議した上で、局長等（福岡市事務分掌条例（昭和33年福岡市条例第39号）第1条に規定する局及び室、会計室並びに消防局長並びに水道事業管理者、交通事業管理者及び教育長並びに市選挙管理委員会事務局、人事委員会事務局、監査事務局及び農業委員会事務局の長をいう。以下、同様。）又は区長の副申を別途添付した場合は、後援とみなすことができる。

(9)自治協議会、自治会、町内会等の団体

自治協議会、自治会、町内会、老人クラブ連合会、こども会育成連合会、体育振興会等の地域の運営を担う組織。

地域住民により結成されたスポーツチームなどの団体は含まない。

(10)公益性を有し、かつ、本市の行政運営上密接な連携を必要とするもの

自治協議会が市からの補助金（活力あるまちづくり支援事業補助金等）を活用して行う公益的な活動等の、地域を運営する上で公益上必要な活動

(11)公園施設の設置目的

公園施設の設置に際し計画された当該施設の使用目的

(12)予備的利用

大会の実施そのものではなく、実施に際して行われる準備、練習、場所決め等（ただし、実施日と連続して行われるものを除く。）

(優先利用の許可)

3 優先利用の許可を受けようとする者は、様式第1号に定める申請書を、当該公園管理事務所へ提出しなければならない。なお、本基準内に定める副申を必要とする大会等は、本申請書提出時に添付するものとする。

また、大会内容によっては、実施要項、タイムテーブル、資金計画書及び収支報告書等の提出を求めることがある。提出がない場合又は内容が優先利用に相応しくない場合は、優先利用を認めない。

(優先利用の許可基準)

4 別表に定めるテニス競技場における優先利用の許可は、次の要件を満たすものとする。

(1) 公益大会優先利用にあつては、次の各号のいずれかに該当するもの

ア 福岡市が主催若しくは共催する大会又は後援する大会

ただし、市の職員による親睦的な大会は除く

イ 国又は福岡県が主催若しくは共催する大会

ただし、国又は県の職員による親睦的な大会は除く

ウ 各種テニス競技団体が主催する国際大会、国内大会、国際又は国内大会へ向けての予選大会
ただし、特定の団体を対象とする大会は除く（例：福岡県専門学校体育大会等）
なお、国内大会とは、全国又は全九州、全県内を対象としたものとする。

エ 「有料公園施設の利用時間の変更に係る運用基準」に基づく利用時間等の変更を要する利用
オ 公園が設置されている小学校区内又は公園が設置されている小学校区に隣接する小学校区内
にある自治協議会、自治会、町内会等の団体が主体となり行う大会等で、公益性を有し、かつ、
本市の行政運営上密接な連携を必要とするもの

カ その他、上記各号に準じると市長が認める大会

なお、この場合、大会の主管局が事前に住宅都市局と協議した上で、局長等又は区長の副
申を添付するものとする。

(2) 一般大会優先利用にあっては、次の各号の全てに該当するもの

ア 10人以上の競技会

イ コートを2面以上かつ5時間以上使用する大会

ウ 練習などの予備的大会でないもの

ただし、主管局が特に必要と判断し事前に住宅都市局と協議した上で、局長等又は区長の
副申を添付する場合は、この限りでない。（例：全国大会へ向けての練習会など）

エ 午前中に開始する大会は、試合開始を午前9時から行う大会

(3) 利用目的が公園施設の設置目的にそったものであること

(4) 大会の実施であって、練習などの予備的利用でないこと

(5) その他公園の管理上支障がない利用であること

(優先利用の制限)

5 別表に定めるテニス競技場においては、一般利用者の土日祝日の利用機会を確保するため、
土日祝日における優先利用を以下のとおり制限する。

(1) 1日当たりの優先利用により予約できるコートの総数は、別表に定めるとおりとする。

(2) 東平尾公園においては、優先利用により予約できる利用時刻は、9時から19時までの間とする。

(3) 市が主催若しくは共催する大会又は後援する大会については、上記(1)及び(2)の制限は適用しな
い。

(優先利用の申し込み受付及び決定等)

6 別表に定めるテニス競技場においては、優先利用の申し込み受付及び決定等について、次の各
号に定めるとおりとする。

(1) 公益大会優先利用の申し込み受付及び決定等

ア 次年度の利用について、東平尾公園あつては、東平尾公園管理事務所において受付し、利
用調整会議を経て決定する。利用調整会議の詳細については、東平尾公園管理事務所が定める。

イ 次年度の利用について、今津運動公園、西部運動公園、青葉公園、桧原運動公園にあつては、
各公園管理事務所において、次項アに定める一般大会優先利用の公募開始前までに受付し、決定
する。

原則として先着順とするが、複数の団体の希望日時が重複した場合は、調整又は抽選を行うことがある。

詳細については、各公園管理事務所が定める。

ウ 本項ア（東平尾公園の利用調整会議）及びイ（その他の公園の公益大会優先利用の決定）並びに次項ア（一般大会優先利用の公募受付・決定）の後に、公益大会優先利用を行いたい団体は、利用月の2月前の20日までに各公園管理事務所へ申請書を提出すること。

この場合の受付及び決定は、原則として先着順とする。

(2) 一般大会優先利用の申し込み受付及び決定等

ア 公募受付・決定

次年度の利用について、原則として前年度の1月から2月頃公募を行う。

受付及び決定は、各公園管理事務所が行う。

複数の団体の希望日時が重複した場合は、原則として抽選を行う。

詳細については、各公園管理事務所が定める。

イ 随時受付・決定

本項ア（一般大会優先利用の公募受付・決定）の後に、一般大会優先利用を行いたい団体は、利用月の2月前の20日までに各公園管理事務所へ申請書を提出すること。

この場合の受付及び決定は、原則として先着順とする。

(優先利用の事前公表)

7 別表に定めるテニス競技場における優先利用は、利用日時、利用団体名、大会名等を、HP等により、あらかじめ公表するものとする。

(優先利用の取り止め)

8 優先利用を取り止める場合は、速やかに様式第2号により、当該公園管理事務所へ届出しなければならない。

(優先利用の取り止めの場合の施設使用料の取り扱い)

9 別表に定めるテニス競技場においては、大会の進捗などにより利用しなくなったコートを出来る限り速やかに市民に開放するため、福岡市公園条例第20条（使用料の不還付）ただし書きにより、優先利用を取り止める場合の取り止め届の提出と施設使用料について、以下のとおり取り扱うものとする。

ア 当日については、午前9時から午前11時までに取り止め届を提出すること。この場合、同届を受理した2時間後からの施設使用料は徴収しない。

イ 翌日以降については、前日の午後3時までに取り止め届を提出すること。この場合、翌日以降の使用料は徴収しない。

ウ 上記ア及びイの使用料徴収の取り扱いについては、土日祝日のみ適用する。

(別表に定めるテニス競技場以外のテニス競技場の優先利用)

10 別表に定めるテニス競技場以外のテニス競技場における優先利用の許可基準等は、以下のとおりとする。

(1) 西南社の湖畔公園、雁の巣レクリエーションセンター及び舞鶴公園

ア 本基準4（優先利用の許可基準）の要件を満たすものとする。

イ 優先利用の受付は、原則として先着順とする。

ウ 優先利用の取り止めの場合の施設使用料の取り扱いは、福岡市公園条例第 20 条の規定によるものとする。

(2) 汐井公園、大井中央公園及び上月隈中央公園

ア 本基準4（優先利用の許可基準）のうち、(1)、(3)、(4)及び(5)の要件を満たすものとする。

イ 本基準 3（優先利用の許可）及び 8（優先利用の取り止め）の規定のうち、「公園管理事務所」は「みどり管理課」と読み替えるものとする。

ウ 優先利用の受付は、原則として先着順とする。

エ 優先利用の取り止めの場合の施設使用料の取り扱いは、福岡市公園条例第 20 条の規定によるものとする。

附則

この基準は、平成 25 年 4 月 1 日利用分から適用する。

この基準は、平成 26 年 4 月 1 日利用分から適用する。

別表 本基準4, 5, 6, 7及び9の規定を適用するテニス競技場及びコート数		
公園名	全コート数	優先利用を認めるコート数
東平尾公園	20面	10番から13番を除く16面
今津運動公園	18面	12面
西部運動公園	10面	6面
青葉公園	7面	4面
松原運動公園	7面	4面

住宅都市局みどり管理課		
課長	係長	担当者

課長	係長	担当者

有料公園施設優先利用申請書

平成 年 月 日

福岡市長 様
指定管理者 様

申請者
住 所
(所在地)
氏 名 (印)
(団体名及び代表者氏名)
(電話番号: - -)
連絡責任者
住 所
氏 名 (印)
(電話番号: - -)

- 次のとおり有料公園施設の優先利用を申し込みますので、承認をお願いします。
- この申請書及び添付書類の記載事項は事実と相違ありません。

1 利用したい公園名	公園
2 利用したい施設名	
3 利用大会名	
4 利用内容 (具体的に記載してください)	
5 利用希望日時及び利用人数	平成 年 月 日 (時 ~ 時) 一般生徒 人
	平成 年 月 日 (時 ~ 時) 一般生徒 人
	平成 年 月 日 (時 ~ 時) 一般生徒 人
	平成 年 月 日 (時 ~ 時) 一般生徒 人
	平成 年 月 日 (時 ~ 時) 一般生徒 人
6 事業の共催又は後援者名等	共催 ・ 後援 印
7 付属施設利用の有無	有 (), 無

なお、利用にあたっては、下記のことを遵守します。
下記のことを遵守できなかった場合、申請内容に虚偽があった場合は、今後優先利用の承認が得られなくても一切申し立てをいたしません。

記

- (1) 利用に起因し、公園施設及び樹木等を破損した場合は、申請者にて原状の回復をすること。
- (2) 公園の美観を損なわないように清掃整理に留意すること。
- (3) 利用に起因する事故が発生した場合は、申請者の責任で一切の処理を行い、直ちに連絡報告すること。
- (4) 利用終了後は直ちに原状回復し、次の利用者に迷惑をかけること

※申請の際には必ず、大会要領等の事業内容のわかる書類を添付してください。
※申請の大会名などの情報は市のHP上で公表されます。あらかじめご了承ください。

住宅都市局みどり管理課		
課長	係長	係員

課長	係長	係員

有料公園施設優先利用取り止め届

平成 年 月 日

福岡市長 様
指定管理者 様

申請者

住 所
(所在地)

氏 名 (印)
(団体名及び代表者氏名)
(電話番号： — —)

連絡責任者

住 所

氏 名 (印)
(電話番号： — —)

次のとおり有料公園施設の優先利用を申し込みましたが、利用を取り止めますので届けます。

1 取り止める公園名	
2 取り止める施設名	
3 取り止める理由	
4 取り止める日時	平成 年 月 日 (時 ~ 時) 平成 年 月 日 (時 ~ 時)
5 付属施設利用の有無	有 (), 無